

意

見

書

今定例会で次の意見書を可決しました。（全文掲載）

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しており、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓を余儀なくされることで、自己同一性を喪失し苦痛を感じる、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組みを進めているが、一部の国家資格や免許等では旧姓の使用が認められていない。通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛は解消されず、根本的な解決策にはならないほか、ダブルネームを使い分ける負担、本人や企業等の経済的なコスト、個人識別における誤りのリスクやコストの増大等の問題が指摘されている。

また、一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚などを検討する人にとっては、特に改姓への抵抗感が強く、中には結婚を諦めてしまう人もいるため、ますます非婚や少子化につながる要因と言われている。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。さらに、平成27年の最高裁判決に続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については「国会で論ぜられ、判断されるべき」とされたところであるが、依然として国会での議論は進んでいない状況にある。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、世論の動向や最高裁の判断趣旨も踏まえた上で議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国の責務であると考える。

よって、昭島市議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度にかかる議論を積極的に行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年12月17日

昭島市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣、総務大臣、法務大臣

これまでの市議会だよりを ご覧になりませんか

昭島市議会ホームページ・デジタルブックサイト「TAMA ebooks（タマイーブックス）」にこれまでの市議会だよりを掲載しています。



市議会ホームページ



TAMA ebooks

大規模物流施設及びデータセンター立地に係る法整備等を求める意見書

現在、昭島市内のゴルフ場跡地等において、大規模物流施設及びデータセンターの立地が計画されている。

大規模小売店舗の立地に関しては、大規模小売店舗立地法において、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針や当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときの都道府県の勧告等について定められている。

一方、大型車両を含んだ相当の交通量の発生を伴う大規模物流施設の立地に関しては、渋滞や交通安全等について、市民が大きな不安を抱えるものの、その周辺の地域の生活環境の保持を図るために法整備がなされていないため、昭島市においては強制力を有しない任意の協議により、大規模物流施設を設置する者に配慮を求めるに止まる現状にある。

また、データセンターの国内整備の必要性は認識するところであるが、運用に係り発生する多量の温室効果ガスは、2050年カーボンニュートラルの実現を困難なものとする。

データセンターの脱炭素化については、国において検討を進めているものと理解するが、データセンターの立地が各地で計画されており、待ったなしの状況にあるものの、一地方自治体で解決し得るものではない。また、データセンターで発生する熱量も膨大であり、ヒートアイランド現象を引き起こす恐れもある。

よって、昭島市議会は、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 大規模物流施設の立地に係り、その周辺の地域の生活環境の保持を図るための法整備を行うこと。
- 2 早急に、データセンターの立地に係り、脱炭素化を図るとともに、排熱を含む施設全体のエネルギー管理を義務付けるための法整備を行うこと。また、自然エネルギー由來の電力発電の推進等の施策展開を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年12月17日

昭島市議会

(提出先)

内閣総理大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長

議会 Q & A

Q. 意見書とは？

A. 地方公共団体の公共の利益に関することについて議会としての意思を意見としてまとめたものです。
地方自治法第99条に基づいて議員が発案し、議決後、国会または関係行政庁に文書で提出することができます。

